

スクールソーシャルワーカーと学校との協働
—問題解決型ケース会議の有効性の検証—

社会福祉学専攻 山本 圭子

要 旨

我が国では文部科学省の取り組みとして初めて、平成20年度より「スクールソーシャルワーカー活用事業」が開始された。現在の我が国の子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーの活用が期待されている。平成27年12月21日に中央教育審議会より示された「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」によれば、スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家として、問題を抱える児童生徒等が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援などの役割を果たしている。

スクールソーシャルワーカーと学校との協働が重要であり、学校内にスクールソーシャルワーカー的な視点を導入することで事態が好転することが多い。そのためには、校内ケース会議が有効である。スクールソーシャルワークの視点とそれを活用したケース会議によって、状況の好転が期待できる。

しかし、実際の学校現場では、成果のでない会議が行われており、十分にケース会議を活用できていないとは言えない。そこで、馬場の導入した、問題解決型ケース会議に着目した。これは、アメリカで長期に渡って活用されており効果がみとめられている。そして支援について必要な要素が含まれているプログラムであることと、またそれを手順として明確に示されており、スクールソーシャルワーカーがケース会議の運営方法の手立てとして取り入れやすいと考える。また、この方法が普及することで、方法が明確なことから一定の技術を効率よく身に付けることができ、技術をもったスクールソーシャルワーカーが生まれ、多くの学校現場に生かすことができると考える。問題解決型ケース会議を活用することで、教育現場にとって有効な結果が得られると期待できると考えた。

そこで、本研究では、スクールソーシャルワーカーが運営する問題解決型ケース会議の有効性について検証した。また、問題解決型ケース会議によって、スクールソーシャルワーカーと学校との協働にどのように影響を及ぼすのか、学校における教員の児童・生徒に対する支援への有効性と課題について考察を行った。調査対象は、A県B町C小学校の教員（3名）と、Dスクールソーシャルワーカーで、Dスクールソーシャルワーカーがファシリテーターとして、問題解決型ケース会議を運営した。調査方法は、会議に参加した教員とスクールソーシャルワーカーに対して、会議2週間後に非構造化インタビューを行った。また、対象の教員に対して、アンケート調査を会議の前後で実施した。

研究方法はインタビュー調査の結果に対して、KJ法の研究手法を活用して質的に分析した。KJ法の研究手法により、①カード化、②テキスト化、③カテゴリー化、④図式化、と順に分析を行った。具体的な方法は、次の通りである。カード化は非構造化インタビューから逐語録を作成し、その内容からカード化を行った。カード数は55枚となった。テキスト化（コード）はカードに書かれた内容を同様の意味を持つテキストに分析した。カ

テゴリー化はテキストを小グループ化し、見出しをつけて一つのカテゴリーとした。この見出しとカテゴリー化を繰り返して、カテゴリー化を行った。(表 1) また、それぞれのカテゴリーの関連性をコード以上で図式化した。(図 1)

その結果考察として、問題解決型ケース会議では、支援方針が明確化することで、教員それぞれの立場での困り感に対してのアプローチが可能であり、その結果困り感の軽減という効果をもとめるものであった。また、教員の児童と保護者への陰性感情の軽減に効果があった。保護者との関係性は会議前よりも良好なものへと変化し、児童に対してはこれからの期待感がもてるものとなり、教員の問題に対する意識は前向きに変化している。

一方でケース会議を継続して開催することには、教員の業務に負担感が生じる。そのため有効な会議であることが、教員の負担軽減のための課題である。

そして、問題解決型ケース会議は、「スクールソーシャルワーカーと学校との協働」に有効であった。具体的な支援方針を立てる過程を、ケース会議内で教員とスクールソーシャルワーカーとが協働作業で行い、「児童の学校生活で教員がそれぞれの立場で児童にどう関わっていくかという視点で方針を立てる」ことを行うことができていた。加えて、スクールソーシャルワーカーが学校のストレンクスを取り扱ったことで、ケース会議内で学校の情報が有効に活用されたという効果がみられている。

また、問題解決型ケース会議を行ったことで、「スクールソーシャルワーカーと学校との協働」ができ、「協働プランニングによるチーム体制の構築」を実現した。チーム体制の構築に効果をもたらしたといえることができる。

今回の研究の限界として、調査対象は1ケースのみであったため、さらなる問題解決型ケース会議の効果を検証するために、今後は継続ケース会議や、異なる問題を抱えた他ケースや、他の学校、担任の経験年数の層を様々な対象とするなどの検証が必要である。